

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人
税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度		・ ・ ・ ・		法人名 ()				
雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計)		1	円	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三) 「16」の合計)		12	円	
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)		2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)		13		
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)		3		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	中 控 小 除 限 結 度 法 額 人 の 税 計 額 算	(7) ≥ 2.5%の場合において、(11) ≥ 10%若しくは(8) = (10) > 0のとき又は経営力向上要件を満たすとき $(13) \times \frac{25}{100}$	14	
継続増加雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(30)の①の合計)	4			同 上 以 外 の 場 合 $(13) \times \frac{15}{100}$ ((7) < 0.015の場合は0)	15		
	継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((30)の②)又は(30)の③)の合計)	5			中 小 連 結 法 人 税 額 控 除 限 度 額 (14)又は(15)	16		
	継続雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	17		
	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5) = 0の場合は0)	7			当 期 税 額 基 準 額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18		
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(31)の合計)	8	円		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((16) と (18) のうち少ない金額)	19		
	中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(36)の合計)	9			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の②」)	20		
	教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) - (20)	21			
	教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ ((9) = 0の場合は0)	11						
各 連 結 法 人 の 比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算								
前連結事業年度 又は前事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 (22)の前連結事業年度 又は前事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)				
22	23	24		25				
・ ・ ・ ・	円	――		円				
各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算								
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算				
		適用年度		前連結事業年度等		前一年連結事業年度等特定期間		
		①		②		③		
連結事業年度等又は事業年度等		26		・ ・ ・ ・		・ ・ ・ ・		
雇用者給与等支給額		27	別表六の二(二十二)付表「1」 円	(23)		円	円	
同上のうち継続雇用者に係る金額		28						
適用年度の月数 (26の③)の月数		29				――		
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は((28) × (29))		30	円	円		円	円	
各 連 結 法 人 の 中 小 連 結 法 人 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算								
教 育 訓 練 費 の 額						31	円	
連結事業年度 又は事業年度	教 育 訓 練 費 の 額		適用年度の月数 (32)の連結事業年度 又は事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (33) × (34)			
32	33		34		35			
調整対象年度	・ ・ ・ ・	円	――		円			
	・ ・ ・ ・		――					
計								
中 小 連 結 法 人 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (35の計) ÷ (調整対象年度数)						36		